定額減税補足給付金（不足額給付金）

問合せ　総合政策課　企画調整担当　☎0495-77-0701　FAX0495-77-3915

以下の事情により令和6年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行います。対象の方には7月中に通知が届きます。

該当者

【不足額給付①】

当初調整給付の算定に際し令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対してその差額を支給します。

対象となる方の例

- 令和6年中の収入が令和5年中の収入を下回った方
- こどもの出生などにより扶養親族が増えた方
- 修正申告などをして令和6年度分個人住民税所得割が減少した方　など

【不足額給付②】

個別に書類の提示により給付要件を確認して給付する必要がある方（本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給します。

対象となる方の例

- 事業専従者（青・白）の方
- 合計所得金額48万円超の方　など

申請方法

不足額給付の対象となる方には、7月中に給付決定通知書または確認書を送付します。確認書が送付された方は必要書類を添えて返信するか、オンライン申請にて手続きをお願いします。

※該当者について詳しくは国ホームページをご覧ください。

国ホームページ

8020運動良い歯のコンクール表彰者募集

問合せ　保健センター　☎0495-77-4041　FAX0495-77-0550

8020運動とは「80歳になっても自分の歯を20本保とう」という取組です。神川町と本庄市児玉郡歯科医師会で、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにとの願いを込めて達成者の表彰を行います。

表彰対象者　①②両方に該当する方

①令和7年4月1日時点に満80歳以上の方で自分の歯が20本以上あり、過去に表彰されていない神川町在住の方

②町指定の歯科医院で検診を受けることができる方

※自薦・他薦は問いません。

応募期間　8月14日（木）まで

申込み　本庄市児玉郡歯科医師会員の医院または保健センターにご連絡ください。

中小企業者等物価高騰対策支援金

問合せ　経済観光課　商工観光担当　☎0495-77-0703　FAX0495-77-3915

町ではエネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受ける町内の中小企業者等（個人事業主や農家を含む）に対し負担軽減および事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付要件】

①町内に本店所在地を有する法人または住所を有する個人事業主

②令和6年4月1日以前から事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること

③直近の確定申告の売上高または事業収入額（農業者にあっては農業収入額）が50万円以上であること

④町税等の納税義務者であって町税等に滞納がないこと

※主たる収入が太陽光発電設備による売電収入の場合や、事業収入以外の場合（収入のうち年金収入が一番多い等）などは対象外です。

【支援金額】5万円（1事業者につき1回限り）

【申請期間】8月29日（金）まで

※予算額に達した場合は、申請期間の途中であっても申請受付を終了します。

町ホームページ

【申請方法】

申請書兼請求書に確定申告書類の写しなど必要書類を添えて、経済観光課に提出（郵送または窓口持参）

詳しくは町ホームページをご覧ください。

くらしの110番　LED照明の交換を迫る業者・製品事故に注意

問合せ　経済観光課　商工観光担当　☎0495-77-0703　FAX0495-77-3915

水俣条約締約国会議の決定を受け、水銀が使用されている蛍光灯は2027年末までに製造・輸出入が段階的に廃止されます。蛍光灯の製造・輸入が廃止となっても在庫がある限り流通します。また、既存の蛍光灯は2028年以降も使用することができますがいずれ流通はなくなりますので、今お使いの蛍光灯は計画的にLED照明に切替えましょう。

購入したLED照明をご自身で取付ける場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを聞くなど安全確認をしてから実施しましょう。

【事例】

今年中に蛍光灯が使えなくなるのでLED照明に交換した方がいいという電話があった。本当に蛍光灯が使えなくなってしまうのか教えてほしい。

消費者へのアドバイス

①蛍光灯の製造等の廃止を理由に電話や訪問でLED交換や無料点検を持ちかけられても安易に応じないようにしましょう。点検を受けてもその場では契約はせず、十分に比較・検討しましょう。

②LED照明の交換はご自身でできるものと専門業者による工事が必要なものがあります。交換について不明なことがあれば家電量販店や電気工事店等の専門業者に問合せましょう。事前に照明器具全体や型式の分かる写真を撮っておくと問合せがスムーズに進みます。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン　☎188（いやや）　　埼玉県消費生活支援センター熊谷　☎048-524-0999